

介護給付費適正化・業務の効率化について

基本方針 5 (4) 介護給付費の適正化

1 介護給付費適正化事業について

埼玉県介護給付費適正化計画にも位置付けられている下記の重点項目に継続的に取り組んでいく。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定に係る調査内容について、書面の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。

(2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の記載内容について、訪問調査による点検を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを提供するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図る。

(3) 住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修や福祉用具の購入に際し、職員等が工事内容等を確認し、真に必要な工事や福祉用具の購入となっているかどうかの確認を行う。なお、全件受領委任払い化の検討を行うとともに、住宅改修については、事前申請受付の厳格化を目指す。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検とは、複数月にまたがる介護報酬の支払状況を受給者ごとに確認することであり、医療情報との突合は、医療と介護の重複利用が不可のものが重複していないかどうかを確認するために行う。

(5) 介護給付費通知

受給者本人（家族を含む）に対して、介護給付費を通知（年2回）することにより、介護給付費の状況について理解していただくとともに、事業所からの介護給付費の不正請求を防止する。

(6) 国保連が提供する給付実績の活用

国保連で実施する審査支払いの結果から得られた各種帳票から不適切な給付等を把握し、適正なサービス提供と介護費用の効率化を図る。

2 業務の効率化について

指定申請書類や実地指導時の提出書類の精査を行い、文書量削減に向けた取組みを行う。

3 第8期計画における介護給付費適正化のポイント

- ・財源と人材を重点的・効率的に活用する仕組みの構築
- ・制度の持続可能性を確保
- ・真に必要な質の高いサービスを、必要な方へ提供